

和歌山県立笠田高等学校 生徒心得

(学習)

「学ぶ」ことの意義をふまえて、主体的に学ぶ態度を身につけよう。

- 1 授業開始のチャイムが鳴ったら、教科書を用意して着席すること
- 2 授業の始めと終わりの挨拶をきちんとすること
- 3 授業中は、他人の迷惑にならないよう態度・行動に気をつけること
- 4 無断欠席や欠課はしないこと
- 5 授業は、身だしなみを整えて受けること
- 6 授業や学校生活に関係のない物品（雑誌・ゲーム機・その他）を持参しないこと
- 7 携帯電話等の持ち込みは、厳禁とする

(礼 儀)

ていねいな挨拶および言葉づかいで、コミュニケーションを深めよう。

- 1 挨拶を励行すること
- 2 廊下の歩行は静かにし、集合は迅速かつ静粛にすること

(清 掃)

- 1 教室内は常に整理・整頓し、清潔にしよう
- 2 校内の美化に努めよう

(貴重品の管理)

- 1 不必要な金品は所持しない
- 2 貴重品は身につけるか預けるようにする
- 3 移動教室の際は、教室の戸締まりをきちんとする
- 4 金銭や物品の貸借・売買・交換をしてはならない

(交通安全)

自他の生命尊重の精神に鑑み、交通ルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけないようにしよう

- 1 交通規則を守り、無免許等の交通違反や交通事故を絶対におこさないこと。交通違反や事故を起こしたものは、保護者召喚し、特別指導等の措置をとる。
- 2 単車・自転車通学については、学校で定めた特定地域からの通学生に限り、每学期始め条件付き（本校教育課程に関わる登下校時のみの使用）で許可する。この場合、登録名簿に記載し、ラベルを交付する。
- 3 電車通学生は、車内秩序を守るとともに、正規の改札口を通ること。

(運転免許取得)

運転免許については家庭で命について話し合い、取得について判断するようにすること

- 1 運転免許については家庭で相談のもと取得する。登下校については普通車・自動二輪車・原付自転車・電動キックボードを使用することは禁止し、特別指導の対象とする。
- 2 特別な理由により、通学に必要な生徒については、学校長が許可書を発行し許可する。この場合免許種別は原動付自転車とする。

(身だしなみ)

服装規定を守ろう

頭髮については、パーマ・カールや毛を染めることは、一切禁止する。また、口紅・マニキュア等の化粧や指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス・エクステーション（つけ毛）等の装身具の装着は禁止する。

《服装》

学校の定める服装規定を守り、質素で端正であることを心がけること。服装規定に違反した場合は帰宅し、改めることもある。

1 制服を次のように定める。

冬季

Aタイプ

本校指定の紺ブレザー、長袖カッターシャツ、ズボンを着用し、ネクタイをつける

Bタイプ

本校指定の紺ブレザー、長袖ブラウス、スカートを着用し、リボンまたはネクタイをつける

夏季

Aタイプ

本校指定の半袖カッターシャツ、ズボンとする。

Bタイプ

本校指定の半袖カッターシャツ、スカートとする

- 2 靴は短靴とする。革・ビニール・布いづれでもよい。色は、黒・白・茶を標準とする。赤等の派手なものは禁止する。ただし、ハイ・中・ヒール等は禁止する。
- 3 靴下は、白・黒・紺を標準とする。
- 4 防寒具は、登下校時のみブレザーの上に着用し、校舎内では着用しない。

(届 出)

- 1 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きの場合は、その都度速やかにH R担任、教科担任に届け出なければならない。また、登校後やむを得ず外出するときはH R担任に届け出て許可を受けなければならない。
- 2 現金、物品を校内で紛失したり、拾得したときはすぐに生徒指導部まで届け出ること。
- 3 公共物を大切にし、万一破損したときは、必ずH R担任に届け出る。(事情により弁償しなければならない。)
- 4 校内で携帯電話等の使用は原則禁止する。校内で使用した場合は、指導の対象となる。

(アルバイト)

アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情から行わざるをえないときは、保護者の責任において実施させること。この場合、保護者は、その事情および仕事の内容・時間条件等を書面をもって担任・生徒指導部に申し出ること。

(その他)

携帯電話等学習に不必要なものは校内に持ち込まない。特に授業中の使用については厳しく指導する。